

各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

県立学校における学校再開について（通知）

本県における感染状況は、令和 2 年 4 月 30 日付け 2 高 高 学 第 368 号により通知した「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づく区分 I に該当しない状況であり、ゴールデンウィーク後も一定落ち着いた状況となっています。また、4 月 16 日（木）より政府が全都道府県に発令していた緊急事態宣言も、本県においては 5 月 14 日（木）に解除されたところです。

このことから、令和 2 年 5 月 7 日付け 2 高 高 学 第 379 号により通知した臨時休業を 5 月 22 日（金）をもって解除し、すべての県立学校を再開します。

学校再開にあたっては、下記のことにご留意いただき、対応をお願いします。

なお、この文書は 5 月 20 日（水）までに再開している学校にも送付しており、分校には直送しています。

記

1 児童生徒等の健康状況の把握や感染予防の徹底

- 令和 2 年 5 月 14 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A」を参照すること。
- 特別支援学校においては、5 月 25 日（月）からバス及びジャンボタクシー等を増便して通学時のスクールバスの過密防止対策を行う。

2 部活動等の再開

- 令和 2 年 5 月 14 日付け 2 高 保 体 第 163 号「県立学校における部活動再開について」を参照すること。

3 学校における感染者が発生した場合の対応の徹底

- 令和 2 年 4 月 13 日付け 2 高 保 体 第 25 号の通知「県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」及び令和 2 年 4 月 20 日付け 2 高 教 福 第 69 号の通知「教職員に新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応等について」を参照すること。
- 5 月 23 日（土）以降の学校再開後に感染者が確認された場合、再度臨時休業にするかどうかの判断は、国の専門家会議で示された各地域区分の基本的な考え方に基づき、検討を行う。

4 学校教育の継続方策

- 今後、臨時休業等となった場合に備え、各校において児童生徒等が家庭等で継続的に教育を受けることができる教材の準備や体制を早急に構築すること。

【問い合わせ先】

高等学校課 山中、岩河（TEL：088-821-4907）
特別支援教育課 濱口、吉井（TEL：088-821-4741）
保健体育課 北村、廣田、池知（TEL：088-821-4928）